

十勝臨床衛生検査技師会

規定集

平成 25 年 3 月 9 日

十勝臨床衛生検査技師会

十勝臨床衛生検査技師会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は十勝臨床衛生検査技師会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長が定める所とする。

(目的)

第3条 本会は会員の技術の向上と研鑽を図り、もって公衆衛生に寄与すると共に、相互の福祉と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条目的を達成するために次の事業を行う。

1. 臨床衛生検査技術の向上発展に関する事業。
2. 臨床衛生検査に関する知識の普及啓蒙に関する事業。
3. 会員の資質と福祉の向上に関する事業。
4. その他前条の目的を達成する為に必要な事業。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次の3種とする。

1. 正会員 十勝管内に在住する臨床検査技師、または衛生検査技師で北臨技の会員であると者とする。
2. 名誉会員 本会に功績があった個人で理事会の推薦の基づき総会で承認を得た者とする。
3. 特別会員 本会の目的に賛同する個人で理事会の承認を得た者とする。

第3章 役員

第6条

1. 本会に次の役員を置く。
 - 1) 会長1名
 - 2) 副会長3名
 - 3) 理事若干名
 - 4) 監事2名
2. 役員は総会において役員選考委員会の推薦をうけ正会員の中から互選する。
3. 事務局は副会長の互選により選任し、会計理事は理事の互選により選任する。
4. 理事及び監事は相互に兼ねることが出来ない。

(職務)

- 第7条
1. 会長は本会を代表し会務を統轄し会議を招集する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、会長があらかじめ定めた順によりその職務を代行する。
 3. 事務局長は事務局を統轄すると共に、会の運営について常時会長を補佐する。
 4. 会計は会計簿の作成、金銭の保管、出納、その他会計に関する業務を行い収入・収支に関しては会長の決裁を要するものとする。
 5. 理事は理事会を構成し会務を審議し決定事項の執行及び企画、運営分掌する。
 6. 監事は会の財産状況及び理事の業務執行状況を監査し総会に報告する。

(任期)

- 第8条 役員の任期は2年とする。但し再選は妨げない。

(欠員補充)

- 第9条 役員に欠員が生じ、後任者の選任を行う場合は、次の定めるところによる。
1. 会長・副会長・監事については、役員選考委員会の推薦に基づき理事会で選任し、次期総会に報告し承認を得ることとする。
 2. 前項以外の役員については理事会で選任する。
 3. 任期は前任者の残任期間とする。

(名誉会員)

- 第10条 本会に顧問・参与を置くことができ、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第4章 総会及び会議

(会議の種類)

- 第11条 本会は次の会議を開く
- 1) 定期総会
 - 2) 臨時総会
 - 3) 理事会
 - 4) 各種委員会

(構成と議決事項)

- 第12条
1. 総会は本会の最高議決機関であり、正会員をもって構成し本会の運営に関し重要な事項を議決する。
 2. 理事会は総会に次ぐ議決機関で全理事をもって構成し、総会の議決した事項に関すること及び総会に付議すべき事項に関する事、その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項を決定する。

(開催と召集)

- 第13条 総会は会長が招集し、定期総会は毎年3月に開催する。臨時総会は理事会が必要と認めた時、または正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催請求があったときに会長が召集する。

(定足数)

- 第 14 条
1. 総会は正会員の2分の1以上の出席がなければ開会できない。但し、委任状による出席はこれを認める。
 2. 理事会はその構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

- 第 15 条
- 会議の議長は総会にあっては出席正会員の中から又、理事会にあっては会長がこれにあたる。

(議決)

- 第 16 条
1. 総会の議事は出席正会員の過半数の同意をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。この場合議長は会員として議決に加わる権利を有しない。
 2. 理事会の議決は出席者の過半数の同意をもって決する。

(議事録)

- 第 17 条
- 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名以上が署名しなければならない。
- 1) 総会の日時及び場所
 - 2) 正会員の現在数
 - 3) 出席会員数
 - 4) 議案
 - 5) 議事の経過の概要及び結果

(役員選考委員会)

- 第 18 条
- 役員選考委員会の設置は、次のとおりとする。
- 1) 役員選考委員会の委員は総会で選出し、委員長は役員選考委員の互選とする。
 - 2) 役員選考委員会は委員長が召集、開催する。
 - 3) 役員選考委員会は役員候補者を選出し、総会に推薦する。
 - 4) 役員選考委員会の任期は2年とする。但し再選を妨げない。

第5章 会計

(会計年度)

- 第 19 条
- 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資産)

- 第 20 条
- 本会の経費は一般社団法人 北海道臨床衛生検査技師会よりの組織活動委託費その他をもって充てる。

(事業報告・決算)

第 21 条 本会の事業報告・決算は会長が作成し理事会の承認を得た上総会の承認を得なければならない。

(事業計画・予算)

第 22 条 本会の事業計画及び予算は会長が作成し理事会の承認を得た上総会の議決を得なければならない。

第 6 章 補則

(委員会の設置)

第 23 条 1. 本会の組織運営のため次の委員会を置く。
1) 専門委員会（会長の諮問事項を調査しその結果を答申する）
2) 表彰に関する委員会（本会が行う表彰について審査する）
2. 専門委員及び表彰に関する委員については理事会の承認を得て若干名を会長が委嘱する。

第 24 条 会に定めなき事項は北臨技定款及び諸規定に準用する。

第 7 章 付則

第 25 条 本会則の改廃は総会の議決を経て定める。

第 26 条 会則は昭和 41 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 43 年 2 月 24 日一部改正

昭和 47 年 2 月 19 日一部改正

昭和 52 年 2 月 26 日一部改正

昭和 53 年 2 月 18 日一部改正

昭和 54 年 2 月 17 日一部改正

昭和 59 年 2 月 18 日一部改正

平成 07 年 2 月 18 日一部改正

平成 12 年 2 月 19 日一部改正

平成 21 年 4 月 11 日一部改正

平成 25 年 3 月 9 日 一部改正